

# クーリングオフ制度とは

## 生活 ハイロッド

私たち消費者は商品を購入したり、サービスを受けるなど日々契約をしながら生活しています。いったん契約が成立すると、原則として一方的に解約することはできません。しかし、訪問販売や電話勧誘販売による不意打ち的な取引などは、契約した後で冷静になって考えると後悔するものも多いようです。

そのため、特定の取引に限り、契約後でも一定の期間、消費者に考慮する時間と余裕を与えて、期間内であれば無条件で契約を解除できるような仕組みがクーリングオフ制度です。全ての取引に適用されるわけではなく、自分からお店に行ったり、広告を見て電話やインターネットで申し込み通信販売は通常、適用されません。中には自主基準で返品制度を設けている販売会社

そのため、特定の取  
引に限り、契約後でも  
一定の期間、消費者に  
考慮する時間と余裕を  
与えて、期間内であ  
れば無条件で契約を解  
除できるようなしたもの  
がクーリングオフ制度  
です。

3千円未満の商品を現  
金で購入した場合など、一部適用除外とな  
る商品やサービスがあ  
ります。

クーリングオフをす  
ると、支払い済みのお  
金は全額返金してもら  
えます。既にサービス  
を受けていたとしても  
代金を支払う必要はあ  
りません。

【具体的な方法と通知  
書面の例】

①書面に記入②はが  
きの場合は両面をコピ  
ーして保管③簡易書留

## 一部適用除外のもの

など証拠の残る方法で相談窓口やアイネス  
送付④クレジット契約(県消費生活センター)  
をした場合は、信販会に相談ください。  
社にも通知する  
(県消費生活・男女  
共同参画プラザ)アイ  
ネス、097・53  
4・0999消費生  
活相談電話)

▼書き方が分からない  
場合や、詳しい期間  
の問い合わせは、住  
まいの市町村の消費生活  
活相談電話)

### はがき記載例

**契約解除通知**

契約年月日  
商品名  
契約金額  
販売会社(事業所)名  
担当者(代表者)名

上記契約は解除します。  
支払い済みのXXXX円を返金し、商品はお引き取りください。

通知を出した年月日  
自分の住所・氏名

販売会社(事業所)の住所  
販売会社(事業所)名  
代表者様

簡易書留

【表】

簡易書留で送ります。

【裏】